

宮崎県木材利用技術センターにおける試験等の依頼に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県木材利用技術センター（以下「センター」という。）における木材、木材製品及びその他の材料（以下「木材等」という。）の試験等の依頼について、必要な事項を定めることを目的とする。

(試験等の依頼手続)

- 第2条 試験等を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、試験等依頼書（別記様式1）をセンターの所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。
- 1 前項の試験等依頼書は、1件ごとに提出しなければならない。
 - 2 所長は、必要があるときは、前条の木材等の数量を指定することができる。
 - 3 依頼者は、試験の材料となる木材等を試験実施までに提出しなければならない。

(成績書の交付)

第3条 所長は、試験等が終了したときは、試験等成績書（別記様式2）を依頼者に交付するものとする。

(手数料)

第4条 依頼者は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）で定める手数料を納めなければならない。

(試験等の拒否)

第5条 所長は、試験等を行う必要がないと認めるとき又は行うことができないときは、依頼に応じないことができる。

(木材等の返還等)

- 第6条 依頼者は、試験等依頼書に木材等の返還を必要とするか否かを記載しなければならない。
- 1 木材等の返還に必要な費用は、依頼者の負担とする。
 - 2 所長は、木材等の毀損又は滅失に対しては、賠償の責めを負わない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別記様式1)

宮 崎 県 収 入 証 紙 貼 付 欄				
(証紙が重ならないように貼ってください)				
受付番号				令和 年 月 日 受付
所 長	副 所 長	企画管理課長	担 当 部 長	取 扱 者
試 験 等 依 頼 書				
金額 円				
内訳				
品 名				
数 量				
製 造 年 月 日				
依 頼 項 目				
単 価				
金 額 (算 定)				
現品返還の要否 その他必要事項	要・否			
令和 年 月 日				
依頼者 住 所 氏 名 (電話番号) (法人にあっては、主たる事務所の所在地 並びに名称及び代表者の氏名)				
宮崎県木材利用技術センター所長 殿				
証 紙 収 納 簿 記 入 済	令和 年 月 日			印

※宮崎県収入証紙を貼付のうえ、提出すること。

(別記様式2)

第 号

令和 年 月 日

宮崎県木材利用技術センター所長

試 験 等 成 績 書

依 頼 者 所 在 地

会 社 名

電 話 番 号

代 表 者 名

品 名 及 び 数 量

依 頼 項 目

依頼された試料について、試験等の結果は次のとおりでした。
